

インドネシアにおける知財判例集の作成について

JICA長期派遣専門家

石神有吾

1. はじめに

本プロジェクトは、プロジェクト名をビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトとするもので、検察官出身、特許庁出身、裁判官出身の3名の専門家が、それぞれインドネシアの法務人権省法規総局、同省知財総局、最高裁判所をカウンターパートとして活動している¹。

本稿では、最高裁判所をカウンターパートとする活動の中から、知財判例集の作成について、紹介する²。

2. 判例集作成の背景

インドネシアでは、最高裁判決については2013年以降、下級裁判決については2014年以降、インターネット上³ですべて公開されている。しかし、「商標権」など大まかな事件種別での検索はできるものの⁴、「周知性」などのキーワードで検索することはできない。また、過去の判決について、順次インターネット上での公開作業を進めているようであるものの、現在のところ、2006年ころ以前の判決は少ない。インターネット上で判決が公開されるようになる以前から、最高裁判例集が発行されていたものの、発行頻度は年に1回、登載判例も民事・刑事合わせて10件弱であり、知財判決の登載数は乏しかったようである⁵。このように、インドネシアでは、裁判官が、執務の参考となる判例を検索することが、困難な状況である。

もう1つの問題として、インドネシアでは、いまだ知財事件の数が多くなく⁶、例えば商標の周知性のように、今後インドネシアにおいて必要となってくる論点に関する判決の蓄積が乏しい。

¹ プロジェクトの全体像については、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」(ICDNEWS 67号51ページ) 参照
筆者は、間明宏充専門家の後任として、2017年10月に着任した。

² 判例集作成活動の立ち上げ、判例の選定、判決要旨の作成など、判例集作成活動の大部分は、間明専門家の時代に行われたものである。

³ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/>

⁴ 上記注3のウェブページ左側にある「Perdata Khusus」(特別民事)のタブをクリックすると、知財を含む特別民事事件の一覧が現れる。ページ上部には、「Hak Cipta」(著作権)、「Merek」(商標)、「Desain Industri」(意匠)、「Paten」(特許)のタブが現れ、これらをクリックすると、その事件種別のみを表示できる。

⁵ 間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」(ICDNEWS 72号92ページ) 参照。筆者があらためて最高裁判所特別民事室のRahmi書記官(肩書は書記官だが、裁判官資格をお持ちである。以下「Rahmi 裁判官」という。)に確認したが、同様の回答であった。

⁶ 2018年1月20日時点で、ウェブサイトで公開されている判例は、著作権が68件、商標が410件、意匠が49件、特許が20件となっている。

そこで、当プロジェクトでは、インドネシアの裁判官が押さえるべき同国の重要判例を掲載するとともに、同国における判例の蓄積が乏しい論点に関する日本の判例も掲載した判例集を作成することとした。

3. 日本の判例

日本の判例は、別表1の9件を選定した。

これらの判決の全文を翻訳し、現在、その確認作業中である。

作業に当たっている Rahmi 裁判官から、日本の判決は、事実、原審の判断、最高裁の規範定立及びその理由付け、あてはめ、結論と、内容が整理されており、論理もしっかりしていてわかりやすい、インドネシアの判決の参考にしたいとの感想を聞いた⁷。上記のとおり、日本の判例を掲載するのは、法律上の論点の紹介を目的としていたが、それのみならず、インドネシアの知財判決の向上という効果もあるのではないかと期待している。

4. インドネシアの判例

(1) インドネシアの判例は、別表2記載の7件である。要旨については、インドネシア側において、今回の活動のために作成したものである。

いずれも最高裁の判断⁸であり、①②⑤事件は、再審に関する判断である。また、④事件のみ原判決破棄であり、そのほかの事件は上告棄却または再審請求棄却である⁹。

(2) 別表2の③事件を例に、インドネシアの判決の構成と、各項目のおおよその分量を紹介すると、別表3のとおりである。

以下、雑駁なものであるが、判決を読んでの感想を記したい。

ア 記載事項の順序

インドネシアでは、先に理由を書き、主文は判決の末尾に来る。日本の判例を紹介した際、インドネシアの裁判官は、冒頭に主文が来ることに興味を示していた。

イ 主張整理

判決に占める当事者の主張の摘示の割合が大きく、上告の理由だけで判決の約半分、原審における主張を合わせると、判決の2/3以上を占める。¹⁰

あまり重要と思われない事実経過も摘示されていること、重複する主張や、主張自体失当と思われる主張も摘示されていることなどが、その原因であると思われる。

⁷ ただし、一文が長いことや、関係代名詞が多いことで、読みづらく感じる部分もあるようである。

⁸ インドネシアでは、営業秘密等の一部のものを除き、知財事件は、一審が地方裁判所の商事特別法廷、二審（最終審）が最高裁判所となっている。

⁹ ただし、軽微な点で原判決を修正したものがある。

¹⁰ 他の判決でも、同程度の分量である。

他方で、上告人は、すでに賠償金を被上告人に支払っていたようであるが、そのことは主張整理には現れていない。また、「原審における被告の抗弁」でも、摘示されているのは、日本では本案前の答弁に当たるもののみで、実体法上の抗弁は含まれていない。

ウ 判例の引用

不明確な訴えとの抗弁に関し、原審が、ある1つの最高裁判例に依拠して抗弁を認めなかったのに対し、上告人は、上告理由において、同判例は本件に適切でないとした上で、別の4つの最高裁判決を引用して主張をしており、インドネシアにおいて判例が重要視されていることがうかがわれる¹¹。ただし、原審の依拠した判決が本件に適切でない理由、別の判決が適切である理由は、判決の主張整理には現れていない。

エ 理由

主張整理の分量の多さに比して、判決の理由は非常に簡単である。

本件では、就業規則の、「労働者が会社に勤務をしている間に創作した、もしくは既存のものの変更の結果（改造）であるあらゆる形の物品（目に見えるもの及び目に見えないもの）、サービス、システム、手順その他で、著作権に関しては会社の保有となる。」との規定により、写真の被写体の権利も雇用主に移転するのかが、重要な争点であるように思われる。

この点について、原審は、「労働契約及び就業規則は一般的な労働関係について定めるものであるのに対し、被写体の許可を得ていない写真の使用は著作権法に定められている特殊な性格の権利に付随するものである」として、写真の被写体の権利は雇用主に移転しないとした。

これに対し、上告人は、①就業規則により被写体の権利が被告に移転すること、②写真の（カメラマンの）著作権は被告に移転しているところ、その著作権によって被告は写真を自由に利用できること、③従業員らの仕事の様子を撮影した写真を使うことは一般に行われていること、の3点を上告理由として主張した。

しかし、最高裁は、「原審は、法律の適用を誤っていない」とするのみで、簡単に上告を排斥している¹²。上告理由に見るべきものがなく、原審の判断のとおりであり、詳細な理由付けをするまでもないと考えたのかもしれないが、主張整理の分量とアンバランスであるとの印象は否めない¹³。

¹¹ 他の判決でも、最高裁判例を引用しているものがある。

¹² ただし、被告がすでに損害賠償を支払っているとして、履行保証金に関する部分を取り消したため、理由の記載がやや長くなっている。

¹³ ほかの判決でも、最高裁判決が理由を付していることは少ないが、④判決は、判決要旨に記載したとおりの理由付けをしている。破棄判決であることが影響しているのかもしれない。

5. 今後の活動予定

インドネシア側からは、日本の営業秘密や意匠に関する判例を知りたいといった要望が出されており、第2集の作成も行いたいと考えている。

別表1

| | 事件名（通称） | 判決日 | 論点 |
|---|-------------|----------|--------------------|
| ① | マグライト事件 | H19/6/27 | 商標の識別力 |
| ② | DCC事件 | S58/6/16 | 商標の周知性 |
| ③ | レールデュタン事件 | H12/7/11 | 商標法4条1項15号の「混同」の意義 |
| ④ | 小僧寿し事件 | H9/5/11 | 商標の類否 |
| ⑤ | 江差追分事件 | H13/6/28 | 翻案権侵害の成否 |
| ⑥ | クラブキャッツアイ事件 | S63/3/15 | 著作権の侵害主体 |
| ⑦ | ときめきメモリアル事件 | H13/2/13 | 著作者人格権侵害の成否 |
| ⑧ | 黄桃事件 | H12/2/29 | 発明該当性 |
| ⑨ | ボールスプライン事件 | H10/2/24 | 均等論（特許） |

※ 実際の判例集には、別表2の「要旨」欄と同程度の詳細さの要旨を付する予定である。

別表2

| 番号 | 判決日 | 番号 | 要旨 |
|----|-----------|-----------------------------------|--|
| ① | 2013/9/17 | 108 PK/ Pdt. Sus. HKI/ 2013 | 簡易特許権について、当該する発明の登録が受理された時点で既に開示、発表、使用、販売されており既に公有物 (Public Domain) となっている場合は新規性がなく新たな発見ではない。 |
| ② | 2015/5/29 | 25 PK/ Pdt. Sus-HKI/ 2015 | 既にあり既に売買されている製品の発明者と名乗って簡易特許を取得するためにその発明を登録する行為は不当な行為であり特許法 2001 年第 14 号第 1 条 1 項および 6 項に相反する行為である。 |
| ③ | 2016/4/13 | 262 K/ Pdt. Sus-HKI/ 2016 | 原告の同意なく、日刊新聞に掲載された広告において原告の画像・写真を使用した被告の行為は、著作権に関する法律 2004 年 第 28 号第 12 条第(1)項に述べられている著作権違反に当たる ¹⁴ 。被告に対しては、原告に損害賠償金を支払うよう命じられなければならない。 |
| ④ | 2014/8/19 | 305 K/ Pdt. Sus-HKI/ 2014 | <p>－ 著作権の所有者として原告の名前が記載されていなかったことから、スカルノの映画の制作は原告／被上告人の著作権に違反をしていると述べた第 1 審判事の考察は、誤った考察である。スカルノは実在の人物であり、また実際に独立宣言者の一人及びインドネシア共和国初代大統領としてインドネシアで生まれ、生活し、他界した人物である。よってスカルノの人物とその人生は、個人の著作物ではない。個人はスカルノについての著作権となる著作物を、自身の視点や解釈によって生み出すことができるだけである。これを裏付ける事実、その人物像と人道的側面を説明した複数の書物と記述に見ることができる。これらの作品はそれぞれの筆者の著作権となっている。これにより原稿の筆者、映画監督及びプロデューサーが、様々な文章や情報源を参考として取り上げ、もしくは使用し、スカルノの人生に関する映画の作成又は制作においてそれらを繋ぎ合わせて一つの脚本とし、後日それが自身の著作権となったとしても、法律違反とは言えない。</p> <p>－ 例え当該の映画制作以前に、一方の当事者を原告とし他方の当事者を映画のプロデューサーと監督として、映画の制作は原告の著作物である「ブン・カルノ、インドネシアの独立」の原稿に則っていなければならないとす</p> |

¹⁴ インドネシア著作権法には、写真の被写体の権利が規定されている。

| | | | |
|---|---------------------|---------------------------------|--|
| | | | る契約書が存在し、その後プロデューサーと監督が原告の作成した原稿に則っていない映画を作り上げたことが証明されたとしても、直ちに著作権侵害が発生したと結論付けることはできず、その法的出来事はより正確には一般民事法の領域の紛争となる契約不履行と呼ばれ、知的財産権の領域の紛争ではない。 |
| ⑤ | 2015/8/31 | 23 PK/ Pdt. Sus-HKI/ 2015 | 被告により登録された PMB' s 公式化データベースは被告の著作物でなく、法務人権省が設置したチームの作品であることから、オリジナリティを示していない。チームの作品である公式化データベースは、チームの一員の作品として登録することはできない。 |
| ⑥ | 2017/2/22 | 166 K/ Pdt. Sus-HKI/ 2017 | <p>- 原告は国際サッカー連盟 (FIFA) からインドネシアにおけるワールドカップブラジル大会を放送するメディア権のライセンスを受けた者であり、商業区域において国際サッカー連盟 (FIFA) からライセンスを受けた者である原告の許可を得ずに 2014 年ワールドカップブラジル大会を上映した被告の行為は、法律に違反する行為となる。</p> <p>- この被告の行為により原告は損害を被った。よって財産的及び非財産的損害賠償を支払うよう被告に命じることには根拠がある。</p> |
| ⑦ | 1998/11/25 (言渡日) | 4023 K/ Pdt/1990 | <p>- 市場販売の事実から見ても商標一般登録簿における登録の事実から見ても、原告の商標は先に登録されており、市場販売の客観的側面からも宣言の原則からも、原告が最初の使用者であることは証明されている。</p> <p>- 本案件においては、1001 と 10001 (ゼロの数字を1つ加えてある) という数字の呼び方又は表記は明瞭で distinctive power (強力な識別力) を確立することはできず、よってこのようなケースでは Presumption of similarity (類似性の推定) と Presumption of confusion (混同の推定) の原則が確立されなければならない。製造され販売される商品の種類の同一性に関連して、標章、文字、色の全ての要素に留意した場合、本訴原告と本訴被告 1 の商標は非常によく似ている (nearly resemble) だけではなく、identical sign for identical good (同一商品の同一の標章) の形での同一性が実在している。</p> |

別表 3

| | |
|-------------------------------------|---------|
| 事件番号, 当事者の表示等 | 0.5 ページ |
| 原審における原告の主張 | 4 ページ |
| 請求原因, 事実経過等 | 3 ページ |
| 請求の趣旨 ¹⁵ | 1 ページ |
| 原審における被告の抗弁 | 1.5 ページ |
| 当事者の欠如に関する抗弁 | 0.5 ページ |
| 不明確な訴えに関する抗弁 | 1 ページ |
| 原審の主文 ¹⁶ | 0.5 ページ |
| 上告が適法であること ¹⁷ | 0.5 ページ |
| 上告の理由 | 10 ページ |
| 不明確な訴え | 1.5 ページ |
| 就業規則に基づき, 著作権が上告人に移転したとの主張 | 4.5 ページ |
| 原審は, 不法行為と著作権侵害を混同しているとの主張 | 0.5 ページ |
| 上告人に著作権者が移転しているから, 損害賠償支払い義務はないとの主張 | 1 ページ |
| 損害額の証明がなされていないとの主張 | 2 ページ |
| まとめ | 0.5 ページ |
| 最高裁判所の判断 | 1.5 ページ |
| 理由 | 1 ページ |
| 主文 | 0.5 ページ |

¹⁵ 被告が著作権法の該当条文に違反したことの確認, 損害賠償 (財産的損害, 非財産的損害を合わせ約 84 億ルピア≒7000 万円) の支払, 履行保証金 (判決確定の 1 週間後以降, 被告が履行するまで, 1 日当たり 100 万ルピアの支払), 被告財産の仮差押え, 仮執行宣言, 訴訟費用の負担。

¹⁶ 被告の著作権法違反の確認, 2 億ルピアの支払 (上告理由を読むと, 財産的損害のみ一部認め, 非財産的損害は認めなかったようである。), 1 日につき 50 万ルピアの履行保証金の支払等を命じる一部認容判決。

¹⁷ 被告が上告した。